

# 倉敷市環境保全協力金に関する事務マニュアル

## 1 概要

倉敷市の区域外で発生した一般廃棄物を、本市に所在する処理施設に搬入するときに、倉敷市と搬入を行う地方公共団体（以下「搬入団体」という。）との協定に基づき、環境保全協力金の支払いを求めるものです。

なお、環境保全協力金は、本市の環境負荷の低減に関する施策の財源に充てます。

| 区分        | 内容  |
|-----------|---|
| 対象となる廃棄物  | 倉敷市外で発生した一般廃棄物（廃乾電池、廃マットレスなど）                 |
| 対象となる施設   | 倉敷市内にある民間事業者が設置した一般廃棄物処理施設※1、2                |
| 環境保全協力金の額 | 最終処分場への搬入：1,000円/トン※3<br>その他の施設への搬入：500円/トン※3 |

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「法」という。）第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設及び法第15条の2の5第1項の規定による届出がなされた一般廃棄物処理施設であって、倉敷市内に所在するものをいいます。

※2 法第9条の8から第9条の10までに規定する認定に係る処理施設に当該認定に係る一般廃棄物を搬入する場合は、適用除外です。

※3 1トン未満は切り上げです。

## 2 手続きの流れ

### 2-1 事前通知

対象施設への一般廃棄物の搬入が決定した搬入団体は、法施行令（昭和46年政令第300号）第4条第9号イの規定に基づく通知（以下「事前通知」という。）を作成し、倉敷市まで送付してください。

なお、複数年度にわたって搬入を予定している場合は、年度ごとに事前通知の送付をお願いいたします。

### 2-2 事前協議

倉敷市にて事前通知の内容を確認し、本市の一般廃棄物処理計画に支障が生ずると判断される場合には、必要に応じて協議をさせていただきます。通常、事前協議は省略します。

### 2-3 協定の締結

事前通知を確認した後、倉敷市から協定の案内を送付させていただきます。[倉敷市ホームページ](#)より

協定書の様式をダウンロードしていただき、公印を押印したものを **2通**御用意のうえ、倉敷市まで送付してください。こちらで受理した後、倉敷市長印を押印したものを1通返送いたします。

なお、協定の有効期間は年度の末日までの1年間としておりますが、搬入団体からの申出があった場合には、満了日の翌日から1年（翌年度の末日まで）延長しております。延長を希望される場合は、翌年度の事前通知にその旨を御記入ください。

## 2-4 一般廃棄物の搬入

協定を締結した後、一般廃棄物の搬入を行ってください。

## 2-5 搬入実績の報告

処理施設から搬入実績を入手し、所定の様式で次の期日までにメールにて報告してください。  
また、搬入が複数回にわたってある場合は、まとめて報告してください。

| 搬入日             | 報告期限      |
|-----------------|-----------|
| 12月までに搬入が終了した場合 | 翌年1月15日まで |
| 1月から3月に搬入がある場合  | 年度の末日まで   |

備考 12月までに搬入が終了せず、継続して1月から3月の間に搬入がある場合は、まとめて年度の末日までに報告してください。

## 2-6 協力金の支払い

搬入実績に応じて、倉敷市で協力金の確定を行い、納入通知書を送付いたします。納入通知書を受領した日から30日以内にお支払いをお願いいたします。


なお、30日以内のお支払いが困難な場合は、ご相談ください。


## 3 根拠等

[倉敷市一般廃棄物の搬入に係る協力金及び手続に関する要綱（令和3年倉敷市告示第628号）](#)

## 4 問い合わせ・資料の送付先

倉敷市 一般廃棄物対策課

 〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640

 086-426-3375  086-421-0144

 [gwst@city.kurashiki.okayama.jp](mailto:gwst@city.kurashiki.okayama.jp)

 [lg-gwst@city.kurashiki.lg.jp](mailto:lg-gwst@city.kurashiki.lg.jp)（行政機関専用）

 <https://www.city.kurashiki.okayama.jp/38003.htm>



別表1 環境保全協力金に関する手続きフロー

